

石本家略史

吉田, 道也
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7174420>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 3/4, pp.95-110, 1954-03. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



石 本 家 略 史

吉 田 道 也

目 次

- 一、は し が き
- 二、家 系
- 三、初 期
- 四、高 木 代 官
- 五、特 権 的 営 業
- 六、佐 伊 津 村 移 住
- 七、苗 字 帶 刀 幕 府 勘 定 所 御 用 達
- 八、富 力
- 九、御 赦 一 件
- 一〇、む す び

一 は し が き

熊本県天草郡御領村は、天草下島しもの東北隅にあり、東は海を隔てて上島対し北は鬼池を経て海路北すれば島原半島口之津へ又陸路海岸沿いに西すれば富岡に至る、南は佐伊津村を経て本渡町に達する。産業は農を主とし漁を従とする。石本家は御領村の旧家で代々当主は勝之丞を襲名し、隠居すれば治兵衛又は平兵衛と称した。御領村石本家は本家の外分家があり分家当主は代々平八郎を称した。現在本家の当主は十世勝之丞氏であり分家の当主は四世平八郎氏である。

当代石本勝之丞氏の令甥石本利彦氏が九州大学法学部の学生であつた頃同氏の紹介でわれわれは石本家に参上し同家所蔵の古文書類を一見することを得たのであつたが、其の後石本勝之丞氏石本平八郎氏の御厚意により

これらの大量の古文書は大部分九州文化史研究所の所蔵に帰するに至つた。われわれはこの石本家文書の共同研究を企てたのであるが、わたくしに課せられた研究題目は石本家の略史である。

石本家の略史という概念は漠然としてゐて、その取扱わるべき範囲を限定することが困難であるが、わたくしは自分の能力に鑑みて取扱う問題を二つに限定しようと思う。第一は石本家の家系である。第二は石本家に関して生起した主なる事件である。わたくしは差当り問題をこの二点に限定したいと思う。同家の経営に関しては他の諸氏の研究によつて明らかにされるであろう。以下述べるところはもとよりわたくしの能力の不足と時間的制約の故に甚だ不完全であることを免れないのであるが大方の御教示を得て他日改めたいものと念願している。

二 家 系

石本氏はもと長崎の町人の出で、寛永の頃肥後国天草郡御領村に移住し百姓となり以後代々御領村に居住していた。

長崎表寸志方願書、下書、御年寄高木清右衛門殿え入内覧、と傍書にある文書がある。これは巳年九月に御領村百姓勝之丞が支配違ではあるが先祖が長崎出身である故叔千俵を差出し度いという願出の下書で、長崎の石本庄五郎、石本幸四郎の奥書を附してゐる。文中祖父平兵衛八十才父治兵衛も多病とあるところから推定するとこの勝之丞は五世であり異国船渡

乍恐御内、奉願候口上書

儀は全御上御恩沢の余光にて家産取立数代相續仕候儀に御座候云々とあり、長崎より天草へ移住して百姓となつたこと明らかである。石本家について同家の系譜をたずねると次の通りである。

石稂
本淨
主四
主居
衛士

石本庄左衛門（一）元祖治兵衛兄
元祿二年一月四日卒
元祿二已巳旧十一月二十四日

治兵衛室
親妙重姉
享保十三年

十二月十一日卒

釈浄心居士（正徳元年五月十四日卒（墓碑宝永八年トアリ））
石本治兵衛

石本治兵

御領村野口平左衛門長男幼名平八郎第一世治兵衛

養嗣子 明和八年一月廿二日卒 旧十二月十八日

生母 不詳 二代実母野口兵左衛門室 親妙秀大姉

二代室 親妙英大姉 野田談右衛門次女

二代後室 親宝妙和大姉 談右衛門長女

— シ ユ ン (池田庄吉室)

奉德院釈教春居士

幼名三郎 隱居稱平兵衛 文化十一年十一月廿三日卒 旧十月十二日

旧十月十二日

不云厚云直

行年 九十三 生母旧一町田村 大庄屋 野田談右衛門次女 二代室 親妙英大姉

ナ（御領村山崎新右衛門室）

女名不詳（嶋子村宮崎清之亟室）

女名不詳（佐伊津村伴七（姓不詳）母）

シ
ユ
ン
(御領村井上文治衛門室)

本誓院新良護居士

幼名兼次郎 隱居稱治兵衛 文化十一年一月十五日卒

旧一月二十四日 行年五十四

生母御領村金子四郎兵衛女 三代室 靱鞆薰大姉

ラ (御領村池田永蔵室)

四代室 釈蓮月大姉 御領村金子庄兵衛長女

ジ
（御領村野口実平室）

四代後室 繁宝貞昌大姉 長岡天錫長女

工 (御領村池田富助後室)

四代後室 玉顏妙照大姉 島原城下村屋善作娘

イ (城河原村松山本藏室)

四代後室 淨行院釈順信大姉 御領村小山礼左衛門娘

―五世―
シユン (御領村山崎幾之亟室 生母御領村金子庄兵衛女)
光範院如來規照居士 幼名胤治 隱居稱平兵衛 天保五年歲 幕府御勘定所用達拜命 同九戌歲二月辭退
石本勝之亟 天保十四年四月廿七日卒 旧三月二十八日 行年五十七 生母御領村大庄屋中村喜七郎天錫長女勢以

西遊院釈入音真寿大姉
ツエ (為御領村金子光之亟室後離縁復藉)

平八郎 (文化七庚午歲正月分家)

熊四郎 (第八世野口文平治養嗣子 生母嶋原千々岩村永田長作家出 名ノブ 父稱善作)

―六世―
靖恭院釈言美榮慶居士 幼名勝三郎 天保九戌歲 幕府御勘定所用達拜命 天保十三年十一月十日卒 旧十月八日 行年三十六
石本勝之亟

勘十郎 (長崎森郊之助 後日宿老役勤務 稱欽三郎 天保八年一月二十四日卒 行年二十六)

エツ (御領村池田寅之助室)

ジツ (御領村山崎織助室)

辰之進 (森欽三郎遺跡相統宿老役勤務 稱兼次郎 文久元年十二月十九日卒 行年四十九)

寛吾 (柳河瀬高町支店移居 弘化三年一月二十五日卒 行年三十三)

タヤ (嶋子村益田端右衛門室)

求麻八 (文政十一子歳旧三月 旧今泉村庄屋勤役 天保十四卯歲二月辭職 天保已歲正月平八郎遺跡相統)

寛之助 (森兼次郎養嗣子後廢家復藉 分家稱雅一郎 生母 久留米藩士族杉山八左衛門女 ソノ後離縁復藉)

―七世―
石本勝之亟 幼名周吉稱庸嘯後改稱勝之亟
第八世庸男死亡後再家督相統
生母 京都府二条通堀町徒六位原田右兵衛尉女 通稱ウノ第六世勝之亟没後生家復藉

男 (慶応三年卯七月二十八日天 生母御領村山崎織助次女屋志)

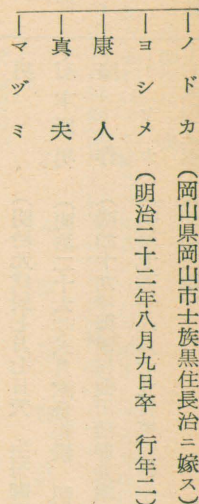
男 (明治元戌辰七月七日天 生母御領村山崎織助次女屋志)

―八世―
石本庸男 (明治二十六年五月家督相統 明治二十六年十一月二十日卒行年十九 生母嶋原藩士族石河光輝長女田鶴)

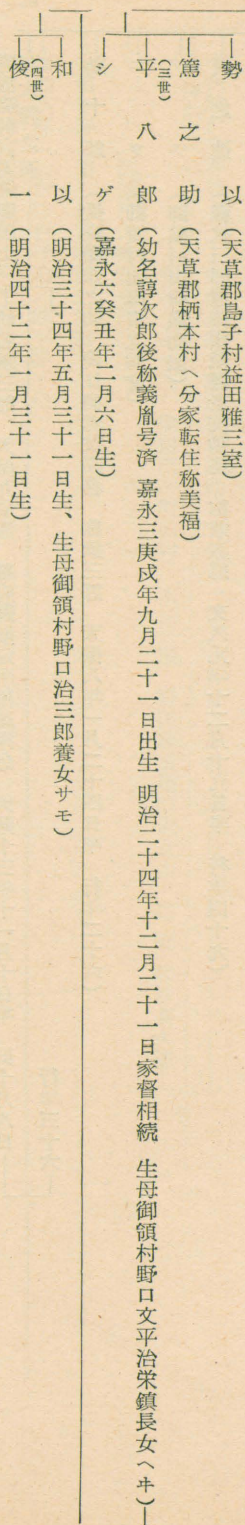
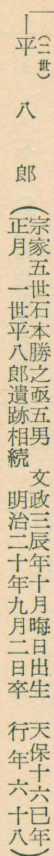
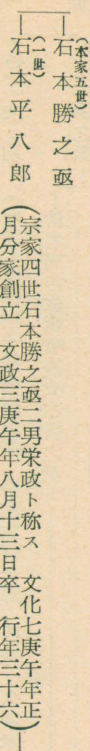
隆作 (明治十九年御領村池田清彰養嗣子)

サヤカ (明治十五年八月十九日卒 行年四)

―十世―
石本勝之亟 (幼名三雄)



○ 石 本 家 分 家 系 譜 略



三 初 期

松田唯雄著天草近代年譜(以下、近代年譜と引用す)によれば、明和六年巳丑十一月七日、一町田組見立新田見分の為め、詰役菊池田右衛門が一町田村に出役したとき大庄屋同伴にて地主の立会を命じてゐるが、この時呼出された地主は、御領村(小山) 清兵衛、同松坂屋(石本) 勝之丞、大

島子村池田屋(宮崎) 清之丞等であつた。即ち、明和六年には石本家はすでに有力な地主となつていたのである。この時は二世治兵衛(勝之丞)の頃である。石本家文書は享保頃のものからあり文化文政年間のものが多い。明和年間及び安永、天明年間に、質貸帳、大勘定扣、勘定仕上帳、諸色寄覚帳、諸式請払帳、金錢請払帳、御年貢米請取帳、酒并諸式請取錢渡通、諸品帳、他村書出し、書出勘定帳、金銀請払勘定帳等が見られる。

石本家の明和前後の經營の規模が察せられる。この間二世石本治兵衛は明和八年に没し三世石本勝之丞が嗣いだが同家の富力は増大したものの様であつて、上記の古文書の外に酒蔵出覚帳、酒代錢取立勘定扣帳、酒造米勘定帳、浦村新田合毛帳等々がある。

寛政四年五月十四日には島原藩主松平主殿頭忠恕が逝去した。當時天草は島原預所支配であつたため郡中惣代其の他の面々御悔言上のため島原表へ渡海した。其の時御領村銀主松坂屋勝之丞は自費を以て同行している。^(三)

これは石本家と島原藩主との密接な關係を推定せしめる。事實石本家には島原藩主よりの拝領物が多く保存されている。この時の勝之丞はどの勝之丞に該当するのであろうか。このとき二世治兵衛(勝之丞)はすでに没してゐるが三世、四世、五世勝之丞は存命である。三世勝之丞、四世勝之丞はともに文化十一年に没した。三世勝之丞は幼名三郎、隠居して平兵衛を称し文化十一年十月に没し行年九十三、四世勝之丞は幼名兼次郎隠居して平兵衛を称し文化十一年一月卒し行年五十四、五世勝之丞は幼名胤治、隠居して平兵衛を称し天保十四年三月卒し行年五十七であつた。そこで逆算すれば寛政四年に三世勝之丞は七十一才、四世勝之丞は三十二才、五世勝之丞は僅かに六才である。それ故にこの場合五世勝之丞は問題にならず、三世勝之丞は既に高齢であつて隠居していたものと推定されるので、寛政四年に島原へ赴いたのは四世勝之丞と推定される。御領村銀主松坂屋勝之丞と見えるので石本家と島原藩主との關係は所謂太名貸の類によるものではないかと想像される。とにかく四世勝之丞の代に至るまでに支配権力との結び付きが成立したと思われる。翌寛政五年四月島原藩主松平主殿頭忠憑初入部につき五月天草郡中惣代其の他恐悦のため島原に赴いたとき松坂屋勝之丞は又自費を以て同行している。^(四)

この前後から石本家は銀主として一般に認められているようである。石本家文書は文化年間に入つて急激に多量となり且つ継続して残されている。主なものを挙げれば次の通りである。

台所勘定帳(文化三、四、五、七、八、九、一〇、一二、一三、一四年)、勝手方諸勘定帳(文化九、一〇、一二、一三、一四年)、萬売買扣帳(文化三、四、五、八、九、一〇、一二、一五(二冊)年)、船方勘定扣帳(文化三、四、五、六、八、九、一〇(二冊)、一二、一三、一五年)、糧米勘定帳(文化一〇、一二、一三、一四一五年)、諸色寄扣帳(文化一三年)、請地錢山上木代錢覚(文化一二年)等である。

四 高 木 代 官

文政三庚辰年一月二日天草は長崎代官高木作右衛門当分預所から同代官支配所となつた。^(五)高木作右衛門は世襲の長崎代官である。これより先文化五戊申年八月九日従来日田代官と併役であつた俵物唐物抜荷取締御用が日田代官羽食權九郎の併役を免ぜられ、高木作右衛門の専任となつた。この高木家と石本家とは深い交渉をもつていたようである。文政六未年八月高木作右衛門は老中宛上申して石本家に於いて代々貧民難民救済の事あり又お上のため上納金も差出して居り殊に石本勝之丞(五世)は孝心厚く奇特の者であるから苗字帯刀御免被仰付様願出てゐる。これによつて天保三辰年十二月石本平兵衛勝之丞父子に一生間帯刀御免、永々三人扶持を与えられる旨の指令あり翌天保四巳年正月十三日富岡代官所に於いて兩人に申渡があつた。天保四巳年六月高木作右衛門は更に上書して石本平兵衛父子に御用達被仰付度儀願出て居り又、窮民救済用穀並に窮民永久救之備田の寄附を申出て居り誠に奇特であるから更に褒美のため永々帯刀御免之上同人

居屋敷高七石六斗此反別七反六畝歩高引ニ而御年貢諸役免除被仰付ように願出てゐる。翌天保五甲午年二月二十四日石本平兵衛幕府御勘定所御用達被仰付、三人扶持被下置、永々帶刀御免居屋舖高七石余御年貢諸役免除被仰付となつた。石本家蔵文書によれば包紙には夫々、天保五午年二月廿四日と記され、箱には天保午年二月廿一日江府着同六未年五月十日同所出立迄滞府中公義御達書但御勘定所御用達蒙仰候以来と記されている。

天保十三壬寅年六月十日長崎代官高木作右衛門忠篤、勝手元危難の趣にて郡中銀主共より金四千兩の調達方を内々に富岡陣屋詰元締内藤大蔵より富岡附山方役江間新五右衛門へ秘達轉旋方を依頼し、同年十一月郡中銀主より三千兩だけ調達し長崎会所宛送金した。此月長崎に於いて高島秋帆が檢拳され、高木作右衛門も高島家と縁組の故を以て取調をうけ囚らずも代官所納戸金紛失の件が表沙汰となり御用達石本勝之丞父子にも嫌疑がかり投獄され後江戸へ送られた。この事件については後に述べるであらうが、高木代官と石本家との密接な關係を推測し得るであらう。

其の他薩摩藩相良藩とも密接な關係があり殊に薩州藩よりは始め拾五人扶持後には八拾人扶持を給せられ、何れも藩内産物の売捌その他長崎表における貿易について代理商を委任されていた如くであるが、独占的代理權を有したのか否かは今詳にし得ない。

右にのべたように石本家は支配者との結付が密接であつたこと、これは恐らく偶然のことではあるまい。このことと恐らくは何らかの關係をもつことと思われるが石本家は若干の利權、特權的な營業權を得て居る。そのうち主なるものは掛屋役と大問屋株とであつた。掛屋役とは米穀其の他國産品を売却した代金を預り、入用金を送付するものである。

五 特 權 的 營 業

文政元戌寅年三月、富岡町松屋長右衛門が掛屋役を辭した。此時から掛屋役となるのは富岡町の町人に限るという従来の慣例が破られて富岡町以外の他村銀主の中からも任命し得ることとなり、御領村大島小山清四郎、同村松坂屋（石本）勝三郎（六世勝之丞）の兩人が隔年勤務することとなつた。然るに文政六癸未年小山清四郎が内証向き不繰合せの旨申立てて掛屋役を辭したため以後石本勝之丞が專任されることとなつた。文政十丁亥年、掛屋役は再び相勤となり、石本勝之丞のほかには大和屋愛助が勤務した。（六世）石本勝之丞はかくの如く掛屋となつたが二十五年の後天保十三年十一月高島秋帆事件を動機として公金紛失事件に連坐し入牢の身の上となつたことはすでに述べた如くであるが、十二月富岡陣屋詰掛屋役は、石本勝之丞に代り志岐村塀屋藤右衛門がこれを拜命することとなつた。

文政四辛巳年七月、悪質高値なる商品を排除し良質安価なる商品の供給を計るために郡内に諸色大問屋株を設定し諸種の商品の販賣特許の制度が布かれた。そして郡中の銀主四十名をしてこの大問屋株を引受けさせ、翌文政五年正月から実施することとなつた。設定された大問屋株は左の通りである。その取締役として村役中から十三名が任命された。

郡内諸色雜貨小売商の人氣次第に惡敷なり、他國胡亂のものと共謀し、似物又は劣等品を以て愚昧の百姓を欺ぎ、高価に売附ける等、眼に余るものあるに依り、之れが救仕法として諸色大問屋株を設定、郡中四十名の銀主をして引負はしめ、來午年正月より之れを実施のこととなる。即ち、右問屋は製造元より直仕入れて、郡中小売業に請売らしめ、其の間拔仕入れ等の手段により、不正高価の物品を取次販賣する余地なからしむるものにて、株元は夫々運上を上納し、且つ郡中消費の余荷は代銀にて年々會所に納付すべく、若し今後尙不正品を取扱ふ者を發見せば、夫々

引負問屋より之れを取上ぐる約定なり。即ち大問屋人名左の如し。

一 鉄物引請 (御領大島) 小山清四郎

一 呉服引請 (富岡) 大坂屋吉郎兵衛

一 太物引請 (御領大島) 小山清四郎

一 綿引請 (志岐) 常盤屋清右衛門

一 苧引請 (御領) 田丸屋虎四郎

一 紙引請 (同) 筑後屋能四郎

一 油引請 (御領) 松坂屋勝三郎

一 弓弦引請 (同) 松坂屋勝三郎

一 馬尻掛尻具 (同) 池田屋林太夫

一 線香引請 (大島子) 三木屋種藏

一 壳葉引請 (同) 三好屋武右衛門

一 形紙引請 (御領) 松坂屋勝三郎

一 膳碗引請 (富岡) 萬屋祐七郎

一 蠟燭鬘附引請 (町山口) 三代松

一 出馬改 (上村) 松兵衛

一 牛馬皮 (郡中に引請人無之)

百目の年俸を支給、即ち左の人選なり。

(富岡町年寄) 高嶋伝左衛門、(志岐組大庄屋見習) 平井達治、(今富村庄屋) 上田順一郎、(二町田組大庄屋) 野田藤九郎、(牛深村庄屋) 長岡嘉七郎、(町山口村庄屋) 大谷小十郎、(栖本組大庄屋) 小崎六郎左衛門、(上津浦村庄屋) 脇山守右衛門

(湯船原村庄屋) 猪原勘兵衛、(大矢野組大庄屋) 吉田長平、(砥岐組大庄屋) 藤田左仲太、(御領組大庄屋見習) 長岡五郎三郎、(井手組大庄屋) 長島宇源太

右の中、松坂屋(石本)勝三郎が引受けたのは、綿、苧、油の三種の大問屋株であつた。しかし文政七年正月七日にこの諸色売座のうち、綿、太物、苧、鉄、紙、油、藍、木具、売馬については売座制(販売特許制)を廃止し自由販売を許した。しかし線香、呉服、蠟類、死牛馬については売座を存置し販売特許制を維持した。しかしこの残置した売座も同月廿五日に全廃してここに郡中諸色大問屋株は全廃された。

前記諸藩産物売捌方委託についても、独占的に取扱つたものか否か俄かに断定出来ないけれども、比較的具体的に示されている相良藩の一、二例を示せば次の通りである。

差上置申証文之事

一 私儀御国御備米支配被為仰付難有仕合奉存候然上者目今御払米長崎へ御積廻又者私方え引受立候節御払直段吟味仕方御評定之上代銀受取御米売渡早速御幸

領様へ銀子御渡可申上候且又右代銀大阪為替納被仰付候節者體成爲替取組無遅怠相納候様急度取計可仕候万一為替銀相滞類又者時相場ニ寄御払方御見合御米御預申上候節相違之儀御座候ハ、私長崎出店家屋鋪(表口町並入拾五間)土蔵式ケ所屋鋪共為根証文差上置候処相違無御座候ニ付御勝手次第御引上ケ可被下候

勿論御米取扱候者共決而不埒之儀為仕申間鋪候為後証町乙名奥印為仕請証文差上置候処如斯御座候以上

長崎屋鋪名前主

石本辰之進

〇

101

石本家略史

右取締役として村役中十三名を任命、他国出入の船改めを厳に、抜け仕入を取締る一方、大問屋の仕入販売を監視せしむることとし、之等取締役には、一名当り銀二

天草郡佐伊津村

石 本 勝 之 丞 ○

文化二年

卯三月

求麻

御郡方御役所

前書之通相違無御座候万一代銀相滞不埒之儀御座候へ、右家屋鋪土蔵共引上ケ御引渡可申候為其奥印仕置候上者毛頭相違無御座候以上

長崎平戸町乙名

石 本 莊 五 郎 ○

又

差上申一札之事

一 三斗入御米 壹万俵 但年、売捌方被仰付候約定

此代銀長崎松坂屋辰之進方ニ而払立候分者同人ノ納方別紙差上置候通若私方え八代御飯屋ニ而御米申請候儀茂御座候て代銀長崎御払直段秤を以辰之進同様大阪御屋鋪え相納可申候

一 御蔵亭 凡六万斤程 但八代御渡之極

此代銀新亭ノ二ケ年同十二月限大阪御屋鋪え相納候約定

右御払物代銀年、前書之通無相違納方可仕万一延納相成候節者如何様共御取計代銀納方不埒仕候へ、此節御調儀仕候御借上銀々御勝手御引取皆済御取結可被下候為後年連印一札差上置申所如件

文政六癸未年

天草郡御領村

九月

石 本 勝 之 丞

石 本 勝 三 郎

求麻

御勘定

御役所

石本家は右の如き特權的營業の他に冒險的企業たる廻漕業も営んだ。持船は常に宝徳丸、順幸丸等命名している。廻漕に関しては九州文化史研究

所架蔵石本文書中に多くの船勘定帳等の帳簿が残っている。

石本家は諸太名への金融、所謂太名貸を相当にやつてゐるようである。

一例をあげれば薩州公へ銀二百貫目を三朱利にて貸した処、天保四年右利銀の代りに薩藩より八拾人扶持を給されてゐる。

長崎御附人^(二六)え

八拾人扶持

石 本 平 兵 衛

右者去夏依願銀式百貫目御借上いたし三朱被下置候得共右利銀之引替当巳年より右之通被下置候

右可申渡候

二月 主計

右之通拙者共え申渡候間為後年享相渡置申候以上

薩州聞役

巳三月九日

帖 佐 彦 左 衛 門
奥 四 郎

石 本 平 兵 衛 殿

六 佐伊津村移住

石本平兵衛は御領村から隣村佐伊津村へ移転して新居を構えた。御領村には当主勝之丞が居住していたが、一家經營の実權は佐伊津村へ転居した平兵衛が掌握していた様である。移転の理由についてははつきりしないが、後述する天保十四年十二月十一日の申渡によれば平兵衛事石本静馬は不届があつて居村払になつて佐伊津村へ移住したとある。不届とは何を指すのであろうか。石本文書によれば、盜難一件に関して佐伊津村へ移つたといふことである。この盜難事件とは何だろうか。近代年譜によれば天保三

壬辰年七月窮民救済資金出銭方が御領村銀主石本平兵衛外三人の郡中銀主へ交渉されることがあつた。この時各銀主はこの要求に応じて出銭した。次に天保四癸巳年一月十三日に佐伊津村石本平兵衛並御領村勝之丞父子に対して公儀より褒美のため父子一生の間帯刀御免三人扶持永々被下置旨の申渡があつた。^(七)そこでこれが正しいとすれば平兵衛の佐伊津移転の時期は天保三年七月以後天保四年正月以前と推定される。ところがその前、天保元庚寅年三月に御領村貯蔵穀俵が盗難にかゝつてゐることが発見された。この時は五月から七月までかゝつて揉み消しに成功して内済となつた。しかし御領組大庄屋長岡業之助の死亡を機として天保二辛卯年一月に盗難事件後始末について御領村民は長岡(大庄屋)派と石本派に分れて争つた事件があつた。^(八)盗難一件云々といふのはこの事件を指しているのであらうか。

然るに出府中記録^(九)天保十三寅年九月二日の項によれば平兵衛の佐伊津移転は勝之丞八才の時で逆算すれば文化十年と推定されるので前の推定は成立しないことになる。では盗難一件とは前述の盗難事件以外に何かあるのであらうか。或は文化十年に佐伊津へ移転し其の後御領村へ帰り更に天保三年後半に再度佐伊津へ移転したのであらうか。更に前記出府中記録によれば勝之丞召仕順助は、平兵衛が隠居して佐伊津村へ移つたとき勝之丞も同時に引移り父子同家に住んだと申立てた。しかし順助即ち石本家側で何故に勝之丞が父と同時に佐伊津へ移転し御領村に残留しなかつたことを頑強に主張し訂正を要求したのであらうか。これらの点について私は唯今のところ解決し得ない。

七 苗字帯刀幕府勘定所御用達

石本家はもと長崎の町人の出であり、天草御領村へ移住して百姓となつた。しかし前述の如く高木作右衛門の斡旋によつて苗字帯刀を許された。しかも天保四年には平兵衛勝之丞父子一生の内帯刀を許されたに止まつたが、其の翌天保五年には世襲的に帯刀を許されることとなつた。天保三年入牢の際帯刀取放となつてゐる。

天保四年正月十三日富岡御役所に於いて勝之丞へ左の達しがあつた。

申渡^(一〇)

石本平兵衛

同人 伴

石本勝之丞

其方儀祖父父之志を継篤実ニ而年来難儀之もの共え合力手当等いたし其上窮民御救のため作徳米之内ノ穀五百石宛手船を以相廻シ永々上納いたし度段相願猶又八ヶ年分穀四千石操越納之儀等粹勝之丞同申立候段奇特之儀ニ付為御褒美平兵衛父子一生之内帯刀御免御扶持方三人扶持永々被下候也
右者水出羽守殿被仰渡候間得其意可被申渡候

辰十二月

右者被為召致登城候処右之通可申渡旨明衆飛彈守殿被仰渡候間此段申渡候

高木栄太郎

辰十二月二十四日

尙、天保四巳年二月に富岡御役所に於いて家内一同宗門踏絵を免除されてゐる。

佐伊津村^(一一)

石本平兵衛

右平兵衛 伴

御領村

石本勝之丞

其方共儀此度帯刀御免御扶持方茂被下候儀ニ付当宗門改め家族一同踏絵除一紙証文引直諸達御触事等は別達ニ取計候条可得其意候

已二月

高本作右衛門の輪旋によつて石本平兵衛が天保五年二月廿四日幕府御勘定所御用達を仰付けられた。平兵衛は天保五年二月廿一日江戸に到着してこの申渡を受け翌天保六年五月十日まで江戸に滞在していた。

申
(111)
渡

高本作右衛門御代官所
肥後国天草郡

佐伊津村

百姓

石 本 平 兵 衛

其方儀今度御勘定所御用達被仰付御扶持方三人扶持被下候旨出羽守殿御指図ニ付申渡候也

天保五年五月

申
(112)
渡

御勘定所御用達

石 本 平 兵 衛

其方儀年、上ケ糶其外品、奇特之取計茂致し其上冥加之ため非常之節御用途相勘度旨申立ル段重、奇特之儀ニ付為御褒美永、帶刀御免居屋舖高七石余之分御年貢諸役免除被仰付候也

右者出羽守殿御差図ニ付申渡候也

申
(113)
渡

高本作右衛門

名代 岸 本 武 太 夫

御勘定所御用達石本平兵衛此度御用途被仰付候冥加之ため糶壹万五千石凡拾ヶ年ニ割合用方いたし度段相願候ニ付松周防守殿え申上候上願之通申渡候間右糶困蔵等之義平兵衛自分入用ニ而取計候積ニ付長崎最寄在方ニ而空地之地所見立可被申聞候且右聞糶之義取締方等其方儀も心付候様可被致候

(朱書)
午五月廿六日 竹内平之丞殿被仰渡

八 富 力

石本家は百姓ではあるが、高本作右衛門が文政六年老中へ進達した前述の書面によれば、当時村高七百三十拾石余取持仕り云々とあり大百姓であつたといわねばならぬ。又前記の書面によれば屢々困窮者救済のため金品を出捐してゐるが其の額の判明するものは、高本作右衛門支配となつてからだけでも米大麥千七百八拾貳俵塩百五拾俵鍋釜八拾三挺錢壹万八千四百貫文余古着三百五拾作徳米四百五拾石余等であり、又文政五年末天草牛深港外にて唐船難破したため出役の際、その費用等を立替えてゐる。

天保四年六月再び高本作右衛門が進達した書面によれば、天草郡の中井富岡私領中出作高共凡貳千石余見立田畑等茂多分取持仕り (中略) 前年 (天保三年) に貧民救済のため毎年糶五百石を手船を以て廻送差出すことを願出で右五百石の八ヶ年分四千石を予め納めると申立てて許可されて納付した。毎年米雜穀合せて壹万俵内外の取得があり、御用金も貳万兩内外なら容易に調達に應じ得る程であると述べてある。

高本作右衛門差出候書附写
(115)

土 方 出 雲 守
高 橋 越 前 守

(朱書)
此書面者高橋様御自筆を以江戸表ニ而御認書

私御代官所

御老中様方江御進達ニ相成候本

肥後国天草郡

請書御代官江御渡ニ相成候 写

佐伊津村
百姓

勝

之 丞
当末三拾七歳

右之者私御代官所肥後国天草郡佐伊津村ニ罷在曾祖父平兵衛が農業出精仕當時村高七百三十拾石余取持仕篤実之者ニ御座候而居村を初メ他村迄茂見聞之困窮之者江者年

寒ニ入候得者粥并木綿綿入等を施又は水旱損并火災或は流行之煩等ニ而難儀之者有之候得者遠方迄茂米穀塩噌衣類食物等相贈其外非常之難儀有之もの江者心添返し村内他方迄茂陸敷儀者勿論郡中末、迄茂屑伏仕罷在私支配ニ罷成候以来眼前相施候分米大麦千七百八拾式俵塩百五拾俵銅釜八拾三挺銭老万八千四百貫文余古着三百五拾作徳米四百五拾石余ニ御座候殊ニ同人実母者幼年ニ而相離繼母極老病身相成座内歩行茂難出来処村内仏神江参詣仕度申候節自身ニ而背負候而為慰問便等茂自身ニ取仕且仕存命中孝心之尽シ且又同郡大浦村楠甫村地先字大楠与申所私見立新田御座候処同郡之儀高不相応人数ニ而難儀之者多御座候ニ付追、開發いたし耕作相殖度心掛ケ石場所自分入用を以一手ニ引請築立取掛リ居此未追、築立候場所茂有之御用ニ相立候者ニ御座候而近々之者一助ニ茂相成候間私役所限ニ者是迄孝心寄特を賞美遣シ候儀ニ御座候然候処去年十二月来船之唐船支配所天草郡牛深冲字鶴崎与申所ニ而難船仕早速石場所江私罷越手当仕候得共長崎ノ海上隔候場所ニ而通路往返茂自在不相成候得者度、御役所江入用出銀之儀茂難申越唐人共居小屋賄向等ニ至迄万事不自由之土地柄ニ而不行届急速之儀故郡中之者江出銀申付候而茂辺ちの村方困窮之者多早速出銀茂不仕反的可及差支と辛勞罷在候処前文申上候勝之承相応之御用向相勤度旨申立候ニ付右沈船浮方差配申付候処長崎湊江挽入候節迄身命を投打相勤唐人共郡中滞留中賄向其外水練人夫手当諸入用等莫大之処不取敢出銀仕聊差支無之様取計沈船荷物揚方茂抄取候儀ニ御座候其上右混雜中当二月廿三日夜牛深村之内宮崎与申所悉ク焼失仕反的夫食差支候処米銭并塩噌鍋釜衣類等迄早速相与急難相救候儀御座候且又同郡之儀は往古ノ痼瘡を相嫌煩付候もの有之候得者親子之情を失ひ親子ニ而茂看病不仕山上江又者他国江遣し養生為仕候得共兼、其儀相勤勝之承儀態、痼瘡仕右病人有之候得者其所江罷越葉其外衣類食物等迄致世話遣稱成寄特之者ニ御座候同人曾祖父平兵衛始寄特之者ニ而掛斐十太夫支配之御居村を初メ郡中江品、相施候段同人申上御置置松平主殿頭御領所ニ相成候而茂親勝之丞茂不相替寄特之心掛ケ仕既寛政九巳年郡中相統方仕法之節百姓共貸錢之内多分之錢棄捐ニいたし御領所役人申上御褒美被下置同十一年御領村火災之節其身茂近火ニ而焼失仕難逃仕候処不相替類焼之もの共江品、差遣其上数軒之類焼ニ而近村之助合候而茂飯小屋等取建難行届候処数拾人もの共江飯小屋取建具且亦平兵衛多年心掛郡中末、之もの迄危難之節為手当右同年丁錢三千貫文差出只今以陣屋江相備非常數ニ相成候儀ニ而其節茂御褒美被下置候且又同郡ニおゐて苗字御免被仰付候茂御座候得共其もの寄特とハ格段之儀ニ而當勝之丞儀者前文申上候通一昧孝心寄特者ニ而親勝之丞ニ茂勝レ候者ニ御座

候間郡中勤のため且者近国響ニ茂相成候間可相成御儀に御座候ハ、苗字帶刀御免被仰付被下候様仕度奉存候間東筋ニ而者苗字帶刀御免被仰付候振合茂御座候趣承知仕候得者何卒右願之通被仰付被下候ハ、郡中取締役を茂申付度奉存候前書孝心寄特稀成ものニ御座候間何分通被仰付被下候様仕度奉願候已上

未八月

高木 作 右 衛 門

又

肥後国佐伊津村石本平兵衛父子のもの共非常御救之節御用達被仰付度儀奉願候書付

私御代官所

肥後国天草郡佐伊津村

百姓 石 本 平 兵 衛

同人粹

石 本 勝 之 丞

右之者共儀曾祖父平兵衛以来質素儉約いたし農業出精仕天草郡中并富岡私領中出作高共凡式千石余見立田畑等茂多分取持仕曾祖父平兵衛ノ之申置代、相守作徳米銭之余計を以年、窮民相救火災風損其外非常之節者多分之合力米銀銭相施品、奇特之取計仕候段者去辰年中奉申上候儀御座候同年中人茂窮民御救御困殺之内江永久年、粗五百石宛手舩を以差廻上粗之儀願出猶右五百石宛八ヶ年分四千石操越納之儀申立候間夫、伺之上小膏御納屋納被仰付品、奇特之取計仕候ニ付為御褒美父子一生之内帶刀御免御扶持方三人扶持永、被下置候旨旧臘廿四日被仰渡冥加至極難有奉存子孫ニ至リ身代盛衰之程相考右上粗不束之儀無御座候為手当永久上納之備田取持高之内引除置私役所ニ而取メ之儀申出是又伺之上願之通被仰付候然候処去辰年之儀者天草郡村、田畑不作ニテ当巳春ニ至り窮民夫食ニ差支及難渡候処粗千石施之儀申出村、役人共打寄窮民ニ応し配當いたし為相凌猶右郡中永久窮民救非常之為備新田宅ケ処郡中江差出父子之もの共申合彌増奇特筋取計仕此節申立候ハ旧臘中不奉存寄父子一同帶刀御免被成下永、御扶持方三人扶持被下置候段誠ニ以難有奉蒙被仰渡を冥加之程恐入罷在候儀ニテ同人身上柄之儀右郡百姓之内ニ而者相応ニ宮候迄ニ而都会住居仕候者共と見競候而は聊之身元ニ御座候得共曾祖父平兵衛以来代、申繼ニ而窮民救殺事ニ心掛罷在候儀故恐多儀ニ候得共万一凶年等打続非常之御救被仰付候程之儀御座候節者同人身分相応之御用途被仰付被下候様兼テ奉願置度旨申出候ニ付身上柄之程得と相糺候延年、作徳米麦雜穀類共取集俵数老万俵内外之儀者取入其外富岡

私領勝手江取替金等いたし収納米相応ニ引請相捌等申立之通御用途之節は金式万兩内外之御用度被仰付候共差支候身上柄ニ無御座候間格別之御儀を以兼、御用被仰付候身分ニ被仰渡様右申上候当已春天草郡村、江多分之糶差出窮民相救其上右郡中窮民永久救之備田同人取持高之内ニ差出候段稀成奇特ニ御座候間為御褒美永、帶刀御免之上同人居屋鋪高七石六斗此反別七反六畝歩高引ニテ御年貢諸役免除被仰付被下候ハ、難有仕合奉存候依之猶又此段奉願候以上

巳六月

高 木 作 右 衛 門

九 御 赦 一 件

石本家は平兵衛勝之丞父子が苗字帶刀を許され三人扶持を給せられ居屋敷の年貢諸役を免じられる等社会的地位も高まり財力も又豊を加えて居た時、意外な災厄が兩人の身上にふりかかった。それは前に挙げた兩人の入獄である。天草近代年譜^(二七)によれば其の経過は次の如くである。

天保十三年十一月高島秋帆が外人と私かに交際したことが發覺して檢挙された。高木作右衛門の女が秋帆の妻であるところから高木代官も取調を受けた、その際代官役所納戸金紛失の件が表沙汰となり、その為に入入の御用達石本平兵衛勝之丞父子にも嫌疑がかゝり、長崎奉行所へ呼出され帶刀取放の上入牢仰付らる。翌天保十四年三月高島秋帆は江戸送となり、兼々入牢中の石本平兵衛（静馬）勝之丞父子も藤丸籠にて江戸送となつた。

勝之丞は途中で病死したが、江戸着後十月八日にその計を公表した。父子江戸送の時、高木代官も別行動で出府していたが、勝之丞の發喪は天草富岡で聞き私かに黙禱した。石本父子取札に関して高木代官へも差控を命ぜられた。弘化元年三月平兵衛が獄中に死んだ、行年五十七才。以上が天草近代年譜によつて知られる事件の経過である。

然るに石本家の文書の中に天保十三寅年八月ヨリ辰年三月迄、出府中記録、（朱書）但江戸出立後并富岡御役所ニ而御達筋共と題する一冊の日記が

あり、これによれば若干の相違がある。以下出府中記録による父子の動勢を遡らう。

日記は八月廿三日に始まるがその前に七月十三日富岡出帆、中国東海道を經由して八月廿二日江戸着高木作右衛門の部下元縮牛島東一郎手代井原慎吾は御代官町に入り、石本平兵衛、勝之丞、順助外従者は本銀町三丁目樋口屋金藏方へ投宿しその旨高木代官役所へ届出したことを記している。呼出されたのは平兵衛（御隠居）勝之丞（御主人）順助の三名である。八月廿三日平兵衛順助は町奉行所へ呼出され高木代官より宮本周助附添にて出頭したところ、平兵衛は吟味中入牢を命ぜられ順助は追て沙汰あるまで宿へ差控居るようにと命ぜられた。勝之丞は重病のため廿六日まで延期を願出した。平兵衛の取調は廿四日より始まつた。廿七日に勝之丞呼出に關し同人重病につき佐伊津村年寄太郎右衛門名義をもつて憐愍の沙汰を歎願した。同日勝之丞は江戸宿預となつた。廿九日平兵衛に關し同じく太郎右衛門名義を以て歎願書を提出したが却下された。九月二日勝之丞順助呼出され、盜賊一件につき父静馬こと（五世）勝之丞と申す時分に居村私となつて御領村から佐伊津村へ引移つた時（六世）勝之丞は八才であつたが伯父平八郎が家事を取計つた、尙又赦免の申渡も病身故一寸承つたのみと答え、順助は御赦一件について静馬病氣のため名代として罷出で長崎立山御役所で申渡を御請申上げ静馬へ申聞かした旨を答えた。牢内の平兵衛へは絶えず差入をしてゐる。九月十六日勝之丞重態に陥る。廿日廿八日両度平兵衛のため嘆願書を提出した。十月一日いよいよ勝之丞が衰弱したので二日その旨町奉行へ届出した。三日更に平兵衛につき歎願する所があつた。十月八日勝之丞死亡し型の如く町奉行宛宿主金藏、五人組、勝之丞差添人太郎右衛門より届出があつた。翌九日浅草本願寺内聞成寺に葬る。戒名釈准誓信

士。石本平兵衛は依然として牢中にあつた。翌天保十四年卯三月七日平兵衛の病氣重跡につき敷願書を提出した。同月十三日平兵衛は揚御座敷へ被仰付候事となり、二十日には養生すべき旨仰渡されたとある。三月廿八日平兵衛は牢中に於いて病死したとの内報があり翌廿九日死骸引渡を願出ている。

(卯三月) 廿八日

一 御隠居御病氣余程御手重被相成趣此間中醫師が申聞揚御座敷看病付添人が申来心痛罷在候得共何ら手之出方無之時々刻々醫師並兼而通音致候もの共方へ罷越御容昧相伺候而已仕方無之候処彌御差重之様子ニ付誠に驚入候得共表立何分披露出来不申医師并通音のものも御事切之儀は相包ミ不申聞御養生不仕不可ニ付表面向承知仕度右ニ而は表向御慈悲願差出候ハバ病死之段御沙汰可有之左候ハバ御死骸御引渡之義可相願申 廿九日園以太郎右衛門が御憐愍為願差出候処案之ことく病死之段御沙汰候間死骸御引渡願左之通

(中 略)

右之通書付差出申上候処願之通静馬死骸其方共へ引渡遣置葬式等取行ひ候儀は不成先例ニ付回向院下屋敷ニ而渡ニ相成牢屋敷ニ而万端差図可致旨被仰聞御掛りが牢屋へ御文通御座候ニ付直様牢屋へ罷出引取之義申立候処回向院下屋敷ニ不及直ニ御引渡相成裏御門内ニ而駕籠へ御移申候事

かくて平兵衛を火葬に付した。釈准明信士。

四月二日石本勝之丞召仕順助が呼出されて白洲にて奉行目附立会にて吟味を受け、石本静馬が勝之丞と称した時分、盗賊一件につき不埒の儀があつたので居村払となりその赦免が丑年(天保十三年)に言渡されたときその名代として長崎奉行所で申渡を受けたことに間違はないかという点と静馬は身分ある者でありながら平百姓の姿で赦免を受け身分を押し隠しているのを知りながら名代をつとめた理由の二点を尋ねられた。順助は之に對して前々から申立てた通り主人の命であるから名代をつとめたこと、主人の

身分を秘匿するということについて主人と共謀の事実はないと答えた。尙順助より石本勝之丞も静馬隠居の時以来御領村から佐伊津村へ移転したことを申立てた。

(二九)
(四月二日)

前略

一 御領村佐伊津村両村住居と御上へ思召有之候ニ付順助申上候は元勝之丞儀御領村へ居候得共静馬隠居時以来勝之丞則佐伊津へ引越御年貢諸役御免地へ住居罷在候段申上候処高木作右衛門が父子両村へ罷在段申立居ニ付今更勝之丞儀佐伊津村住と難申上との御沙汰ニ付押而順助が佐伊津村住居と申上候処其儀是非と申出ニおひてハ作右衛門江戸役所が書付差出候様可談左候て佐伊津村へ書直し可申上との御沙汰付御代官御役所へ順助罷出右之趣願出候処則三月四日小此賀慎十郎様が右書付御持參御奉行所へ御差出ニ相成候ニ付以来御主人様にも御隠居様御同居佐伊津と御改メ相成候事

四 日

一 右村違之儀御代官が佐伊津村住居無相違段被申出候ニ付以来佐伊津住ニ書出候段東条八太夫様が御沙汰相成候事

八月廿二日順助が呼出されて口書を読み聞かされた。この口書は平兵衛勝之丞の申立と一紙に記され、盗賊一件始末より平兵衛出府以来のことを残らず記した。

十月まで勤役の筈の町奉行阿部伊勢守が転役のため十月より鍋島内匠が奉行となつた。

十二月二日先に浅草聞成寺に仮埋葬した勝之丞を改めて火葬した。
十二月十一日順助は奉行所にて奉行鍋島内匠、目附坂井右近立会の上で申渡をうけた。

申 渡 (三〇)

高木作右衛門御代官所

肥後国天草郡佐伊津村
石本勝之丞召仕

順 助

其方儀主人勝之丞父平兵衛事石本静馬儀先年不届有之居村弘相成候処孝心奇特之故を以居村立入之儀長崎御代官所ニ而申渡有之候茂其儀者不存追、御取立相成候後御勘定所御用達御免相願忤勝之丞儀御用達勤中御領村勝之丞名前を以御祝儀之御赦ニ相成候御静馬儀今更當時之身分ニ而御赦申渡請候而は是迄御咎中之身分を以蒙御取立候訳ニ至リ候間元姿百姓並之御取扱ニ而代人江御赦被仰付候様致度旨之歎願書差出候様静馬申付を如何之儀とは乍心付主命難默止候迎右願書差出候処聞濟有之御赦申渡請候段主人申付とは乍申右始末不埒ニ付急度叱リ置

天保十四卯年十二月十一日

右 順 助

年寄 差添人 太郎 右 衛 門

右宿

本銀町三丁目

家主金藏煩ニ付代

周 次

一 石本静馬儀御領村ニ住居罷在候処先年不届有之居村弘相成候ニ付佐伊津村江罷越候処簡井紀伊守長崎奉行在勤之節郡中村、江救等差出兼、極老之母江孝心を尽し候ニ付右孝養之志ニ免し格別之了簡を以居村江立入候儀差免し候間猶相慎実意可相守旨同人差図之趣を以先代高木作右衛門申渡候処右者紀伊守手限之儀ニ而全母介抱之訳を以居村江罷越候儀を差免相成罪科御赦ニ相成候とは相心得不申候ニ付其儘佐伊津村ニ罷在母病死後も御領村江立入候故近郷之者共ニおもても御赦ニ相成候様心得候迎御赦ニ相成候様ニ仕成罷在候処御年貢増米差出候内江加り被替置候ニ付追、心得方相弛ニ御赦ニ相成候同様之儀と存罷在御代官ノ申付候用向は勿論御国益筋等出精致御褒美銀頂戴又は帶刀御免御扶持方等被下置猶御取立相成御勘定所御用達御目見等被仰付候後病身ニ付御用達御免相願忤勝之丞江引續御用達被仰付候処不束之儀有之御用達取放御扶持方御取上ケ相成候処其以前戸川播磨守在勤中肥後国天草郡御領村勝之丞儀御祝儀御赦ニ付此度御免被仰出候間居村相尋可差出旨達有之候処忤勝之丞儀未御用達相勤静馬は右隠居之身分ニ而作右衛門支配を離候儀ニ付差出方之儀同人ノ尋方有之候処右跡追、結構被仰付今更當時之身分ニ而御赦申渡請候而は

是迄御咎中之身分を以蒙御取立候訳ニ至候間元姿百姓並之取扱ニ而代人江御赦被仰付候様致度旨作右衛門ニ召使順助を以歎願書差出御赦申渡受候段素居村立入を差免ニ相成候而已ニ而罪科御赦ニ不相成儀と心得罷在候上は右始末掠公儀候致方不届ニ付存命ニ候得は中追放可申付処病死致候間其旨可存
右申渡趣証文申付候

高木作右衛門手代

斎 藤 順 平

右者阿部伊勢守殿依御差図申渡候間其旨可存作右衛門江も其旨可申聞

右の申渡は町奉行鍋島内匠が番所に於いて申渡しその際目附坂井右近が立会つてゐる。

同日長崎奉行寄合簡井紀伊守は、居村弘になつた静馬に母臨終の際特に一時立入を差許すべき所を誤つて代官故高木作右衛門が元居村立入を差免したことについて指示不充分なりし点と赦免申渡の時身分も調査しないで指図した点とで責任を問われて差控を命ぜられた。亡父に連座して高木作右衛門も又十二月二十七日差控を命ぜられた。

申 渡 (三)

寄合

簡 井 紀 伊 守
代 源 尾 小 源 太

其方儀長崎奉行在勤中元肥後国天草郡御領村勝之丞事當時静馬儀不届有之居村弘ニ相成候後同郡佐伊津村江引越罷在母大病之処居村立入難相成儀ヲ悲歎致罷在一孝孝心奇特者ゆへ母之臨終ニ為逢遣し度由同郡御代官故高木作右衛門申聞似寄之儀も相見候迎母子之情難默止儀と存同人申聞ニ泥ミ居村弘ニ相成候ものヲ臨終之対面一時之儀は苦ケ間敷儀と承届候故故作右衛門趣旨引達元居村へ立入之儀差免申渡其以來度、立入候儀ヲも不存罷在其上長崎奉行土方出雲守高橋越前守等之御仕置相成候儀且居村立入差免し候儀者故作右衛門ノ更ニ不申立却而静馬儀品、奇特之取計有之趣申立候ニ付長崎奉行は勿論御勘定奉行共右之儀は不心附御褒美之儀申立追、御取立之上父子共、御勘定所御用達御目見へをも被 仰付候次第ニ至候段早竟疎漏之申渡

が事起候儀殊ニ結構被仰付候趣乍承其御静馬元身分之儀存出も不致差置候儀不届之至ニ候仍之差控被仰付候也

右者於大岡主膳正様御宅御目付久沢参吉郎左衛門御立会被仰渡

長崎

御代官

一 高木作右衛門

右之もの亡父作右衛門御代官勤中元肥後国天草郡御領村勝之丞事当時静馬儀居村松相成候処母江孝心之故を以御赦之儀且母大病之処居村江立入難儀を悲願いたし罷在候旨与其節之長崎奉行簡井紀伊守江申立同人儀一時母江之対面承届候を故作右衛門儀趣意引違え居村江立入之儀差免候趣申渡其上長崎奉行土方出雲守高橋越前守等江右御仕置相成候儀且居村江立入等之儀者故作右衛門更ニ不申立却而静馬儀品々奇特之取計有之趣申立候ニ付長崎奉行ハ勿論御勘定奉行とも右之儀ニハ不心付御褒美之儀申立追々御取立之上父子共御勘定所御用達 御目見をも被仰付候次第ニ至リ候段紀伊守疎漏之申渡り事起り故作右衛門申立も如何ニ相聞候得共右者亡父之取計ニ付最初之儀ハ初発之書上振ニ泥ミ御仕置相成候儀且居村立入之儀等ハ長崎奉行所ニおゐて相分居候儀ニ可有之与相察不心付罷在候段不行届儀殊ニ静馬儀御祝儀之御赦被仰付候旨其節之在勤戸川播磨守が相達候節静馬忤石本勝之丞儀御勘定所御用達相勤静馬ハ隠居いたし罷在兩人とも此もの支配を離レ候身分ニ付奉行所江差出方之儀静馬江相尋候処御咎御免之身分与心得罷在候を今般御赦被 仰付候而ハ是迄御咎中追々御取立ニ相成候次第ニ罷在候ニ付元姿百姓並之振合を以御赦申渡請度旨歎願いたし候連白地ニ申立候ハ、不容易儀与斟酌いたし静馬歎願之趣を以御赦申渡為相濟候段右ニ付礼物等受用いたし候儀者無之候とも如何之取計不束之至ニ候依之差扣被仰付候也

石本平兵衛勝之丞父子に關する限りはこれで一応落着した。しかしこの事件を境として石本家の家運は傾いたように見える。先に文化十三年年御領村(六世)石本勝之丞願主となり大浦楠甫西村地先字大楠干潟ベ切新田開発の工事を起し、その後その子周吉引続き続行したが成功せず出費に堪えずして嘉永元年十二月工事中止を願出で放棄した。

一〇 むすび

前述の通り初代以来石本家の家運は上昇を続けたが、全盛期ともいへば六世勝之丞の時に父平兵衛共に江戸へ送られ兩人共悲惨な死を遂げた。石本家の全盛期にこの悲劇が起つたのである。その原因について私は何だか割切れないものを感じる。石本家には密貿易のため処罰されたとの言伝がある由であるがそれは右の事件に関わるものであろうか。又は、佐伊津移転に関わる盗難一件のことであらうか。或は又第三の事件であらうか。

石本家は前述の如く長崎の町人の出で、天草御領村に移住して百姓となつた。しかし二世治兵衛は御領村野口平左衛門の長男で第一世治兵衛の養嗣子となつたが、その妻は天草郡一町田村大庄屋野田談右衛門女であり、四世勝之丞の妻は御領村大庄屋中村天錫長女であり其の他通婚の範圍は比較的上層階級である。石本家の社会的地位をうかがうに足ると思われる。さて石本家の本家に関して極めて大雑把な概観を試みた訳であるが分家に関しては、差当り唯簡単に略記すれば次の通りである。

文化七庚年正月四世勝之丞二男平八郎が分家した。文化十四丑年八月五世石本勝之丞より土地分与さる。文政十一年三月天草郡今泉村庄屋株式を錢貳百貫目を以て宗家五世勝之丞が購入し、実子石本求麻八義明を以て庄屋役勤務せしめた。天保十四卯年二月、右株式を錢貳百五拾貫目にて宮地岳村中西へ売渡し庄屋役を辞職した。天保十六巳年正月求麻八は分家を相続し平八郎と改称した。二世平八郎は明治二十年に没した。

以上石本家の略歴について概観を試みたのであるが、もとより完全なものではなく多くの誤があるであらうが御教示を得て後日誤を正し度いと思

う。終りに多大の御教示を賜わつた石本家並びに松田唯雄氏に対してこの機会に深く感謝の意を表する。

註一 九州文化史研究所蔵、石本家文書（以下、石本家文書として引用する）。

二 松田唯雄著、天草近代年譜（以下、近代年譜と引用する）一八七頁。

三 近代年譜 二三五頁以下。

四 同 上 二四〇頁。

五 同 上 三四六頁。高木代官預所となつたのは文化十年二月であつた。

六 同 上 二九二頁。

七 同 上 四一九頁、四三〇頁。後述石本家文書（写）。原本石本家蔵。

八 近代年譜は四月四日と記す。（四三〇頁）

九 近代年譜 四六二頁。四六六頁。

一〇 同 上 四六六頁。

一一 石本家文書（写）。原本石本家蔵。

一二 近代年譜 三三七頁、三六五頁、四六八頁以下。

一三 同 上 三五二頁以下。

一四 同 上 三六六頁、三六八頁。

一五 石本家文書（写）、原本石本家蔵、相良藩については米、苧、木材を取扱つたようである。

一六 石本家文書（写）。原本石本家蔵。

一七 近代年譜 四一六頁、四一九頁。石本家蔵文書によれば正月十三日申渡である。

一八 同 上 三九九頁、四〇二頁。

石本家と寛政八年の「百姓相続方仕法」

服 藤 弘 司

目 次

一、「百姓相続方仕法」の発布とその概観

二、仕法発布時に於ける土地集積、並びに貸附銀の状況

三、棄 捐

四、仕法発布後に於ける土地所有状況

一九 石本家文書、出府中記録、天保十三年九月二日の項に：御主人様へは先年盗賊一件ニ付父静馬事勝之丞と申時分居村松被仰付候節は其方八才ニ相成候由御領村支配何某いたし候哉段御尋ニ付伯父平八郎家事取計居候段被上：とある。後述一〇六頁参照。

二〇 石本家文書（写）原本石本家蔵。

二一 同 上（写）原本石本家蔵。

二二 同 上（写）原本石本家蔵。

二三 同 上（写）原本石本家蔵。

二四 同 上。

二五 同 上。

二六 同 上。

二七 近代年譜 四六六頁、四七〇頁、四七五頁、四七六頁、四八一頁

二八 石本家文書出府中記録

二九 同 上。

三〇 この申渡は出府中記録に記載されている外に石本家文書中に申渡の写がある。後者による。

三一 石本家文書出府中記録。

三二 九州大学法学部所蔵、天保十四年（長崎）犯科帳伊沢美作守在勤、原本は長崎図書館所蔵。

三三 判事吉田信孝氏談。松田唯雄氏も密貿易の発覚がこの事件の真因ではないかとの疑を持つて居られる。

三四 近代年譜 五一四頁。

五、仕法発布後に於ける貸附銀の状況
六、む す び

近世後半期、天草では再三「百姓相続方仕法」なる、極めて興味ある法則^{（註一）}御てされた。本稿は石本家の研究の一環として、寛政八年の「百姓相続^{（註二）}方仕法」と銀主石本家との関係に就いての研究である。